

住居確保給付金(家賃補助)のご案内

離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失している方又は住居を喪失するおそれのある方に家賃相当分の給付金を支給することにより、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

横浜市 住居確保給付金

検索



1	支給額・支給期間・支給方法	2
2	住居確保給付金（家賃補助）を受給するための要件	3
3	収入基準額について	5
4	住居確保給付金（家賃補助）受給期間中の求職活動	6
	A 常用就職を目指した求職活動	7
	B 自立に向けた活動	8
5	手続きの流れ	9
6	支給の中止について	10
7	住居確保給付金（家賃補助）の適正な受給のため	10
8	各区生活支援課 連絡先一覧	11

【注意事項】

- 申請から振込まで、1～2か月程度お時間をいただきます。
- 滞納分の家賃は、給付の対象にはなりません。
- 申請日の属する月に支払う家賃相当分から対象となります。
※住居を喪失された方は、入居に際して初期費用として支払いを要する分の家賃の翌月以降分の家賃から対象となります。
- 管理費・共益費は支給対象外になります。また、給付される家賃額は、上限額があります。
- 原則として、給付金は、横浜市から不動産仲介業者等の口座へ直接振り込みます。
※自己負担分は、直接不動産仲介業者等にお支払いください。

1 支給額・支給期間・支給方法

支給額

1か月ごとに家賃額(生活保護法に基づく住宅扶助の限度額が上限)を支給します。

※管理費・共益費・駐車場代等は含まれません

世帯人数	支給上限額
1人	52,000円
2人	62,000円
3人	68,000円
4人	68,000円
5人	68,000円
6人	73,000円
7人以上	81,000円

※ 世帯の収入額の状況によって、一部支給になる場合があります。

支給期間

原則3カ月

就職活動を誠実かつ熱心に行っている方であって、なお、支給要件に該当している場合には、3か月ごとに2回の延長が可能です。

支給方法

原則として、横浜市が、住宅の貸主等の口座に直接振込みます。

※ 支給額以外の自己負担分は、直接貸主等にお支払いください。

※ 申請日の属する月に支払う家賃相当分からとなります。

(住居を喪失された方は、入居に際して初期費用として支払いを要する分の家賃の翌月以降分の家賃から対象となります。)

横浜市に居住もしくは居住する予定であり、申請時に次の①～④のすべてに該当する方が対象になります。

① 基本要件

離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。

② 離職期間要件

離職又は廃業の方

申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること。

※ただし、当該期間に疾病、負傷、育児等のやむを得ないと認められた事情により引き続き30日以上求職活動を行うことが困難であった場合は、当該事情により求職活動を行うことが困難であった日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年以内であること。

やむを得ない休業等による収入減少の方

就業している個人の給与・その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。

③ 生計維持要件

離職又は廃業の方

離職等の日において、申請者が世帯の主たる生計維持者であること。

やむを得ない休業等による収入減少の方

申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。

④ 収入要件

収入要件の確認は5ページを参照

申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(「同一の世帯に属する者」=同一の世帯に居住し、生計を一にする者)の収入の合計が、「収入基準額」以下である。(収入基準額は5ページ)

- ・給与収入の方:総支給額から交通費支給額を除いた金額
- ・自営業の方:事業収入(経費を差し引いた控除額)
- ・その他定期的に支給される雇用保険の失業給付、公的年金、親族からの継続的な仕送りは収入に含みます。

⑤ 資産要件

申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、下表の金融資産上限額以下である。

世帯人数	1人	2人	3人以上
金融資産上限額	552,000円	834,000円	1,000,000円

- ・金融資産とは、預貯金、現金、外貨、債券、株式、投資信託等をさします。
- ・生命保険、個人年金保険等は含みません。
- ・負債がある場合でも、金融資産と相殺はしません。
- ・世帯全員分の金融資産がわかるものをご提出お願いします。

⑥ 求職活動等要件

求職活動等要件の確認は6ページを参照

離職又は廃業の方

ハローワーク(ジョブスポット)等に求職の申込をし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した活動を行うこと。

やむを得ない休業等による収入減少の方

ハローワーク(ジョブスポット)等に求職の申込をし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した活動を行うこと。

※ただし、自立に向けた活動を行うことが申請者の自立の促進に資すると見込まれるものと横浜市が認める場合は、最大6か月間に限り自立に向けた活動を求職活動に代えることができます。

⑦ 自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

⑨ 現在、生活保護を利用していないこと。

⑩ 過去に住居確保給付金(家賃補助)を受給していないこと。

※ただし、支給終了後に、新たに解雇(本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く)その他事業主の都合による離職、廃業(本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く)もしくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、かつ従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している(常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後に上記に該当したものに限る)場合には、再度申請が可能です。

⑪ ①から⑩までの項目に該当し、【住居確保給付金(家賃補助)申請時確認書(様式1-1A)】の内容について誓約及び同意すること。

収入基準額について

申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入合計が、次の「収入基準額」以下であること。

- ・「④収入上限額」を超える場合は支給対象外となります。
- ・収入額が「②基準額」を超える場合は、家賃額の一部が支給となる可能性があります。
- ・収入とは、給与収入、事業収入(自営業など)、公的給付(失業給付や年金など)、その他恒常的な収入(仕送りなど)など、申請日の属する月の世帯全体の収入額です。

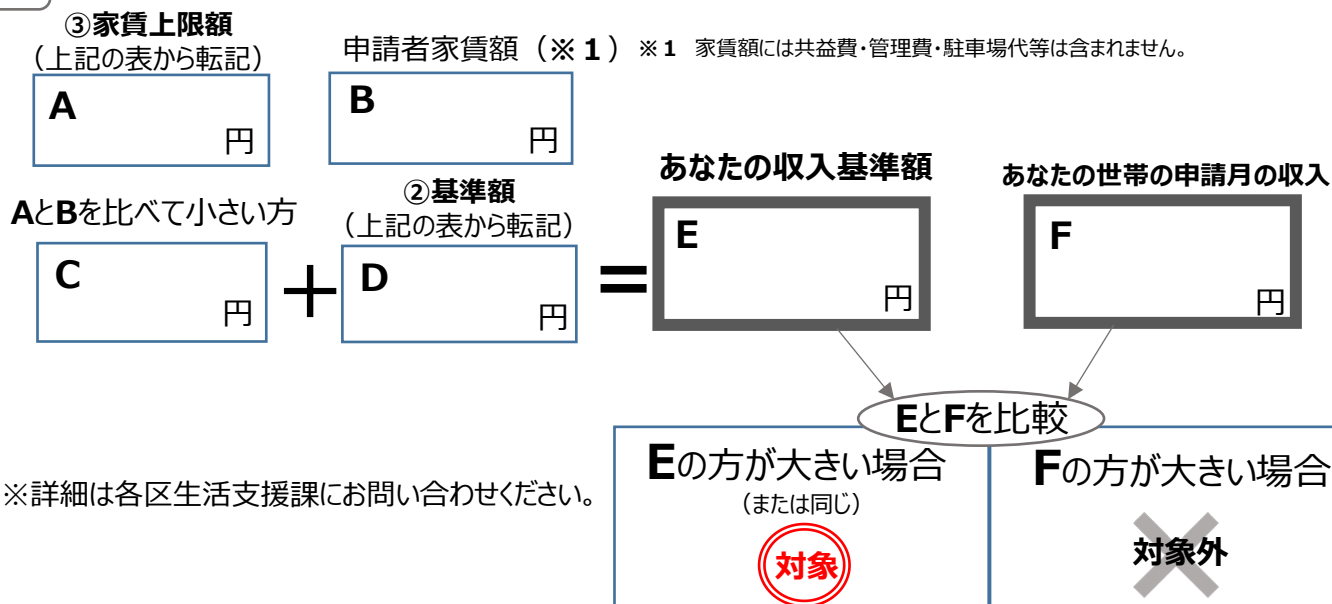
【給与収入】＝総支給額(社会保険料天引き前)－交通費支給額

【自営業等の事業収入】＝総収入金額－(事業収入を得るための)必要経費(*確定申告に準ずる)

世帯員数	①収入基準額	④収入上限額
	②基準額＋申請者家賃(③家賃上限額)	
1人	92,000円＋申請者家賃(上限52,000円)	144,000円
2人	139,000円＋申請者家賃(上限62,000円)	201,000円
3人	172,000円＋申請者家賃(上限68,000円)	240,000円
4人	214,000円＋申請者家賃(上限68,000円)	282,000円
5人	255,000円＋申請者家賃(上限68,000円)	323,000円
6人	297,000円＋申請者家賃(上限73,000円)	370,000円
7人	334,000円＋申請者家賃(上限81,000円)	415,000円
8人	370,000円＋申請者家賃(上限81,000円)	451,000円
9人	407,000円＋申請者家賃(上限81,000円)	488,000円
10人	443,000円＋申請者家賃(上限81,000円)	524,000円



収入要件の確認について



住居確保給付金(家賃補助)を受給するためには、状況に応じて求職活動を行う必要があります。必要な求職活動をご確認ください。

申請理由はどちらですか？

① 離職・廃業

② やむを得ない休業等
による収入減少

①

②

どちらに該当しますか？

③ 被雇用者等で
シフト等が減少した方
※自営業者であっても実質的に
被雇用者と同等と考えられる
条件で働いている方も含みます。

④ ③以外の自営業者の方

③

④

経営相談を受け、事業を立て直す意思がありますか

※「経営相談を検討されている方へ」の内容の確認及び同意が必要です。

いいえ

はい

A

常用就職を目指した
求職活動

(ハローワーク等への
求職申込、職業相談等)

B

自立に向けた活動

(経営相談先への
経営改善相談等)

※再延長の場合には、④の求職活動に切り替えて
活動していただきます。

①②それぞれの活動の詳細は次ページをご確認ください。

A

常用就職を目指した求職活動

□ ハローワーク(ジョブスポット)等への求職申込み

□ 月2回以上、ハローワーク(ジョブスポット)等での職業相談等を受ける

ハローワーク(ジョブスポット)等の職業相談を行い、「職業相談確認票(参考様式6)」担当者から相談日、担当者名、支援内容、職業安定所確認印等を記入してもらってください。

□ 原則週1回以上の企業等への応募・面接の実施

ご自分で求人先の応募を行い、求人先の面接を受けて「常用就職活動状況報告書(参考様式7)」に状況を記入してください。

□ 月4回以上の区生活支援課との面談等の支援を受ける

区生活支援課の自立相談支援員等による面接等を行い、「職業相談確認票(参考様式6)」及び「常用就職活動状況報告書(参考様式7)」を提出し、求職活動の報告してください。

また、申請理由が「やむを得ない休業等による収入減少」の方については、給与その他業務上の収入額を確認することができる書類を、毎月、提出してください。

□ プランに沿った活動(家計相談など)

区生活支援課との面談の際には、下記の書類をお持ちください。

- 職業相談確認票 (参考様式6)
- 常用就職活動状況報告書 (参考様式7)
- 求職活動状況がわかる資料 (求人票など)
- 給与その他業務上の収入額を確認することができる書類
※申請理由が「やむを得ない休業等による収入減少」の方のみ



支給決定後に常用就職した場合

住居確保給付金(家賃補助)支給決定後に常用就職した場合には、常用就職届(様式6)及び収入の見込みが確認できる書類をご提出ください。

また、常用就職届(様式6)を提出後は、給与明細書のコピーなどの収入額を確認することができる書類を毎月(※給与日以降速やかに)ご提出ください(ご提出がない場合には、中止になる可能性があります。)



常用就職とは、「期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約」を指します。
雇用形態(正社員、パート等)は問いません。



B 自立に向けた活動

☐ 経営相談先への相談申込み

☐ 原則月1回以上、経営相談先への面談等の支援を受ける

経営相談先の経営相談を受け、「自立に向けた活動計画書（参考様式10）」をご自身で作成してください。

また、「自立に向けた活動状況報告書（参考様式 11）」に、相談日、担当者名、支援内容等について記入してください。

☐ 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行う。

「自立に向けた活動計画（参考様式10）」の作成後は、毎月1回以上、当該計画に基づく活動を行ってください。

☐ 月4回以上の区生活支援課との面談等の支援を受ける。

区生活支援課の自立相談支援員等による面接等を行い、「自立に向けた活動計画（参考様式10）」及び「自立に向けた活動状況報告書（参考様式 11）」を提出してください。

また、毎月、収入額を確認できる書類を提出してください。

☐ プランに沿った活動（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など）

区生活支援課との面談の際には、下記の書類をお持ちください。

- ☐ 自立に向けた活動計画書（参考様式10）
- ☐ 自立に向けた活動状況報告書（参考様式11）
- ☐ 自立に向けた活動状況が分かる資料（ある場合）
- ☐ 月の収入額を確認できる書類

※自立に向けた活動を行うことが申請者の自立の促進に資すると見込まれるものと都道府県等が認める場合は、最大6か月間に限り自立に向けた活動が可能です。
ただし、6か月以降もなお事業再生できず再延長になった場合には、「④常用就職を目指した求職活動」に切り替えていただきます。



1

受給要件を確認



来庁される前に、事前にお電話で必要書類などをご確認いただくとスムーズです。

2

お住まいの区生活支援課へご相談

※新規に住宅を賃借する場合(住宅を喪失している方)は、新たな居住地の区生活支援課へご相談ください。

3

申請・不動産仲介業者等との調整

※不動産仲介業者等に作成していただく書類などありますので、ご自身で不動産仲介業者等へ調整をお願いします。

また、支給決定された場合でも、振込までに1～2か月程度時間がかかることもありますので、あわせてご相談をお願いします。

4

区生活支援課で審査し、決定内容について本人へ通知

※支給決定された場合のみ、不動産仲介業者・不動産管理会社等へも通知を発送します。

5

物件を賃借している不動産仲介業者・不動産管理会社等に、住居確保給付金(家賃補助)支給決定された旨を本人から報告

※家賃振込日の確認、管理費・共益費・駐車場代・家賃自己負担額等については自ら別に支払う旨を説明・調整してください。

6

不動産仲介業者・不動産管理会社等の指定の口座へ住居確保給付金(家賃補助)支給決定額が区役所から直接振り込まれる。

※所得の状況によっては、住居確保給付金(家賃補助)支給対象額が差額分(一部支給)のみ貸主等の口座に直接振り込みます。自己負担額分(管理費・共益費・駐車場代・家賃自己負担分等)は、直接ご本人から不動産仲介業者等にお支払いください。

7

求職活動等を実施し、活動状況や生活状況を月4回程度、面談等により区生活支援課へ報告(求職活動についてはP6を参照)

※なお、住居確保給付金(家賃補助)以外での生活にお困りのことがあれば随時ご相談ください。

申請から振込まで1～2か月

次のような場合には支給を中止することがあります。

- (1) 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する自治体の指示に従わない場合。
※原則として、当該事実を確認した日の属する月の支給から中止します。
- (2) 受給中に常用就職等の理由で、収入基準額を超えた収入があった場合。
※原則としてその収入が得られた月から支給を中止します。
- (3) 住宅を退去した場合(家主からの要請及び区生活支援課の指示による場合を除く)。
- (4) 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合。
- (5) 禁固刑以上の刑に処された場合。
- (6) 受給者又は受給者と同じの世帯に属する者が暴力団員と判明した場合。
- (7) 生活保護費を受給した場合。
- (8) 受給者本人からの申請により住居確保給付金(家賃補助)を中断し、中断決定から2年を経過した場合
- (9) 住居確保給付金(家賃補助)の中断期間中に受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合
- (10) 住居確保給付金(家賃補助)受給者の死亡など、支給することができない事情が生じた場合。

※住居確保給付金(家賃補助)の支給を中止する場合には、
「住居確保給付金(家賃補助)支給中止通知書」によりお知らせします。

住居確保給付金(家賃補助)の適正な受給のため

- ・就職等により新たな収入が見込まれる場合は、必ず区生活支援課に届出をしてください。届出の遅延により過払い分は返還していただく場合があります。
- ・虚偽の申請や届出など、不適正な受給に該当することが判明した場合、以後の給付金を中止するとともに、過支給分の全額または一部について返還していただきます。
- ・本給付金の振込先である不動産仲介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等であることが確認された場合は、当該不動産仲介業者等が関わる給付の振込を中止します。

8 各区生活支援課 連絡先一覧

区名	窓口	〒	住所	電話番号	FAX
鶴見区	生活支援課	230-0051	鶴見中央3-20-1	510-1785	510-1899
神奈川区	生活支援課	221-0824	広台太田町3-8	411-7103	411-0361
西区	生活支援課	220-0051	中央1-5-10	320-8415	322-9877
中区	生活支援課	231-0021	日本大通3-5	224-8250	224-8239
南区	生活支援課	232-0024	浦舟町2-3-3	341-1207	341-1219
港南区	生活支援課	233-0003	港南4-2-10	847-8404	847-0378
保土ヶ谷区	生活支援課	240-0001	川辺町2-9	334-6317	334-6030
旭区	生活支援課	241-0022	鶴ヶ峰1-4-12	954-6069	951-5831
磯子区	生活支援課	235-0016	磯子3-5-1	750-2408	750-2542
金沢区	生活支援課	236-0021	泥亀2-9-1	788-7815	788-7883
港北区	生活支援課	222-0032	大豆戸町2-6-1	540-2329	540-2358
緑区	生活支援課	226-0013	寺山町1-1-8	930-2333	930-2329
青葉区	生活支援課	225-0024	市ヶ尾町3-1-4	978-2341	978-2416
都筑区	生活支援課	224-0032	茅ヶ崎中央3-2-1	948-2311	948-2486
戸塚区	生活支援課	244-0003	戸塚町1-6-17	866-8431	866-2683
栄区	生活支援課	247-0005	桂町3-0-3-19	894-8400	894-3423
泉区	生活支援課	245-0024	和泉中央北5-1-1	800-2305	800-2515
瀬谷区	生活支援課	246-0021	二ツ橋町190	367-5705	365-6351